

平成 27 年 9 月 2 日
江差町議会訓令第 1 号

江差町議会議員の通称名等の使用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、江差町議会議員（以下「議員」という。）が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 88 条第 8 項及び 9 項に規定する通称の使用が認定された氏名及び旧漢字を新漢字に改めた氏名（以下「通称名」という。）の使用、または議員が婚姻、養子縁組等の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(通称名等使用の届出等)

第 2 条 議員は前条に規定する通称名または婚姻等の前の戸籍の氏（以下「通称名等」という。）を使用しようとするときは、通称名等使用届出書（様式第 1 号）を議長に提出し、承認を得なければならない。

2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、または議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。

(通称名等の使用廃止)

第 3 条 議員は、通称名等の使用を廃止しようとするときは、通称名等使用廃止届出書（様式第 2 号）を議長に提出しなければならない。

2 前項の届出があったときは、前条の承認はその効力を失う。

(使用の責務)

第 4 条 通称名等を使用する議員は、その使用にあたり、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

江差町議会議長 様

議員氏名 印

通称名等使用届出書

私は、戸籍の氏名に替えて次の氏名を通称名等として使用したいので届け出ます。

ふりがな	
通称名等氏名	
ふりがな	
戸籍上の氏名	

様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日

江差町議会議長 様

議員氏名 印

通称名等使用廃止届出書

私は、通称名等として使用している氏名を次のとおり廃止したいので届け出ます。

ふりがな	
廃止する 通称名等氏名	